

## Q & A

### ■夜間支援等体制加算 I ・ II

Q. 夜勤を行う夜間支援従業者か宿直を行う夜間支援従業者かどうかは、どのように確認を行うのか。

A. 夜間支援従業者の勤務形態が夜勤か宿直かは、夜間支援等体制加算に係る届出書類等によって確認するとともに、必要に応じて夜間支援従事者の勤務の状況を書面やグループホーム事業者にヒアリングを行う等の方法により確認すること。

(出所：平成 26 年度障がい福祉サービス報酬改定に関する Q&A (抄) 平成 26 年 4 月 9 日  
事務連絡 問 15)

Q. 夜間支援等体制加算について、利用者が昼間に実家へ帰省し、夜間不在の場合も算定できるか。

A. 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の不在により夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていない場合には、夜間支援等体制加算は算定できない。

(出所：平 18. 11. 13 介護給付費等の算定に関するQ&A VOL. 1 問 11・一部改正)

Q. 共同生活住居に住み込みの従業者がいる場合、夜間支援等体制加算Ⅱを算定可能か。

A. 住み込みの従業者がいることのみをもって夜間支援等体制加算Ⅱを算定することはできない。なお、夜間及び深夜の時間帯において、当該従業者が宿直勤務を行っている場合には算定可能である。

(出所：平成 26 年度障がい福祉サービス報酬改定に関する Q&A (抄) 平成 26 年 4 月 9 日  
事務連絡 問 19)

## 夜間支援体制加算の算定方法①

Q. 夜間支援等体制加算Ⅰ及び夜間支援等体制加算Ⅱについては、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数に応じた加算額が設定されているが、同一利用者について同じ月の中で異なる夜間支援利用者数の区分の報酬を算定することは可能か。

また、夜間支援等体制加算Ⅰ又は夜間支援等体制加算Ⅱを算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、都道府県知事に届け出ている夜間支援体制の内容に変更が生じ、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数が届け出ている数から変更となった場合の取り扱い如何。

A. あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲを算定し（例①）、また、夜間支援従事者の配置数の違いにより異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定する（例②）ことが可能である。

（例①）夜間支援対象利用者数を5名として届け出ている共同生活住居の利用者A氏に対し、

5月1日は1人の夜勤を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われ、

5月2日は1人の宿直を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われた場合、

5月1日：夜間支援対象利用者数5名の夜間支援等体制加算Ⅰを算定

5月2日：夜間支援対象利用者数5名の夜間支援体制加算Ⅱを算定

（例②）夜間支援対象利用者数を8名として届け出ている共同生活住居の利用者B氏に対し、

5月1日は1名の夜勤を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われ、

5月2日は2名の宿直を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われた場合、

5月1日：夜間支援対象利用者数8名の夜間支援等体制加算Ⅰを算定

5月2日：夜間支援対象利用者数4名の夜間支援体制加算Ⅱを算定

なお、（例②）の場合、国民健康保険団体連合会での事務点検においては、事業所台帳

に登録されている夜間支援対象利用者数と異なる区分のサービスコードの請求に対して、「PB46（受付：台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数と不一致の請求です）」の警告が発生するため、その際は市町村での審査において確認されたい。

※夜間支援対象利用者数は、現利用者数ではなく、前年度の平均利用者数等から算出する。また複数の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合の夜間支援対象利用者数は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者に応じて算定する。

(例) 夜間支援対象利用者数を7名として届け出ている共同生活住居において、  
夜間支援従事者Aが5名、  
夜間支援従事者Bが2名を夜間支援している場合、  
Aの夜間支援を受けた利用者は5名の夜間支援等体制加算を算定し、  
Bの夜間支援を受けた利用者は2名以下の夜間支援等体制加算を算定する  
(留意事項「夜間支援等体制加算の取扱い」参照のこと)。

以下省略

(出所：平成26年度障がい福祉サービス報酬改定に関するQ&A平成26年4月9日事務連絡 問20の一部改正) (抄)